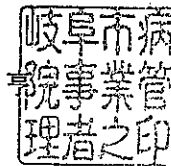




岐阜市病院事業公告式規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年5月15日

岐阜市病院事業管理者 岩間



岐阜市病院事業管理規程第5号

岐阜市病院事業公告式規程の一部を改正する規程

岐阜市病院事業公告式規程（平成31年岐阜市病院事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 岐阜市病院事業の管理規程、告示、訓令等（以下「規程、告示、訓令等」という。）の公布又は公示に関しては、 <u>他の法令に定めるもののほか</u> 、この規程の定めるところによる。	第1条 岐阜市病院事業の管理規程、告示、訓令等（以下「規程、告示、訓令等」という。）の公布又は公示に関しては、この規程の定めるところによる。
第2条（略）	第2条（略）
2 規程、告示、訓令等の公布又は公示は、 <u>岐阜市公告式条例（昭和25年岐阜市条例第29号）第2条第2項に規定する措置をとる方法により</u> 行う。	2 規程、告示、訓令等の公布又は公示は、 <u>市の掲示板に掲示して</u> 行う。

附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。